

2019 年 3 月期用

公表されているが、未だ適用されていない
IFRSs の一覧

(2019 年 3 月 31 日現在)



Building a better
working world

1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが未だ適用されていない IFRSs に関する開示への対応を目的として、2019 年 3 月期決算会社を前提に、これらの新しい IFRSs の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

2. 関連する開示規定

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

IAS 第 8 号からの抜粋：

- 30 企業が、公表はされているが、まだ有効となっていない新しい IFRS を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) その事実
 - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報
- 31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。
- (a) 新しい IFRS の名称
 - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の内容
 - (c) その IFRS の適用が要求される日付
 - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
 - (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧(2019 年 3 月期用)

留意事項:

下記表は、2019 年 3 月 31 日時点で公表されている IFRSs を掲載している。

① 翌期(2020 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 16 号「リース」 ▶ 2016 年 1 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用は認められるが、IFRS 第 15 号をすでに適用しているか、IFRS 第 16 号と同日に適用する必要がある。	<i>IFRS Developments 第 117 号</i> 「IASB が新たなりース基準を公表」 <i>Applying IFRS 「新たなりース基準」</i> <i>Applying IFRS 「リース基準 - 消費財産業及び小売業」</i> <i>2018 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点・IFRS アップデート(以下 IFRS アップデート 2018 年度), P12</i>
▶ IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」 ▶ 2017 年 6 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 127 号</i> 「IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」」 <i>Applying IFRS 「法人所得税の不確実性に関する会計処理」</i> <i>IFRS アップデート 2018 年度, P15</i>
▶ 負の補償を伴う期限前償還特性－ IFRS 第 9 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 130 号</i> 「IASB が IFRS 第 9 号の改訂を公表」 <i>IFRS アップデート 2018 年度, P19</i>
▶ 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する長期持分－IAS 第 28 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS アップデート 2018 年度, P22</i>
▶ IFRS の年次改善(2015-2017 年サイクル) －IFRS 第 3 号「企業結合」-従前に共	▶ 取得日が 2019 年 1 月 1 日以降開始する最初の事業年度における期首以降	<i>IFRS Developments 第 131 号</i> 「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを

同営業として保有していた持分 ▶ 2017年12月公表	の日付となる企業結合に適用 ▶ 早期適用可	完了」 <i>IFRS アップデート 2018 年度, P26</i>
▶ IFRS の年次改善(2015-2017年サイクル) —IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」-従前に共同営業として保有していた持分 ▶ 2017年12月公表	▶ 2019年1月1日以降開始する最初の事業年度の期首以降に共同支配を獲得する取引から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」</i> <i>IFRS アップデート 2018 年度, P26</i>
▶ IFRS の年次改善(2015-2017年サイクル) —IAS 第 12 号「法人所得税」-資本に分類された金融商品に関する支払いが法人所得税に及ぼす影響 ▶ 2017年12月公表	▶ 2019年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」</i> <i>IFRS アップデート 2018 年度, P26</i>
▶ IFRS の年次改善(2015-2017年サイクル) —IAS 第 23 号「借入コスト」-資本化要件を満たす借入費用 ▶ 2017年12月公表	▶ 2019年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」</i> <i>IFRS アップデート 2018 年度, P26</i>
▶ 制度改訂、縮小又は清算—IAS 第 19 号の修正 ▶ 2018年2月公表	▶ 2019年1月1日以降に開始する最初の事業年度の期首以降に生じる制度改定、縮小または清算に対して適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 134 号「IASB がIAS 第 19 号「従業員給付」の改訂を公表」</i> <i>IFRS アップデート 2018 年度, P21</i>

② 翌々期(2021年3月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ 「財務報告の概念フレームワーク」(改訂) ▶ 2018年3月公表	▶ 2020年1月1日以降開始事業年度から適用	<i>Applying IFRS 「改訂概念フレームワークの公表」</i> <i>IFRS アップデート 2018 年度, P24</i>
▶ 「『事業』の定義の改訂」- IFRS 第 3 号の改訂 ▶ 2018年10月公表	▶ 2020年1月1日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 137 号「IFRS 第 3 号における『事業』の定義の改訂」</i> <i>IFRS アップデート 2018 年度, P17</i>
▶ 「『重要性がある』の定義の改訂」-	▶ 2020年1月1日以降開	<i>IFRS Developments 第 138 号「IASB が『重要性</i>

IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の改訂 ▶ 2018 年 10 月公表	始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	「ある」の定義の改訂を公表」 <i>IFRS アップデート 2018 年度, P20</i>
---	----------------------	---

③ 2022 年 3 月期から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 17 号「保険契約」 ▶ 2017 年 5 月公表	▶ 2021 年 1 月 1 日*以降 開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	「保険 IFRS アラート「保険契約に関する新基準(IFRS 第 17 号)の公表」 <i>IFRS アップデート 2018 年度, P13</i>

* IASB は 2018 年 11 月に、発効日を 1 年延期し、2022 年 1 月 1 日とすることを暫定的に決定している。

④ 適用日が無期限に延期されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂－投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拠出 ▶ 2014 年 9 月公表 (2015 年 12 月改訂)	▶ 2015 年 12 月に、IASB は本改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出るまで無期限に延期した。 ▶ 早期適用は引き続き認められている。	<i>IFRS アップデート 2018 年度, P23</i>

(参考)⑤当期(2019 年 3 月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 ▶ 2014 年 5 月公表 (2015 年 9 月、2016 年 4 月改訂)	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 80 号「IASB と FASB が新たな収益認識基準を公表」</i> <i>IFRS Developments 第 110 号「IASB が新たな収益認識基準の適用を 1 年延期することを決定」</i> <i>IFRS Developments 第 119 号「IASB が IFRS 第 15 号の明確化を公表」</i>

		<i>Applying IFRS / IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益(2018 年 12 月更新版)」</i>
▶ IFRS 第 9 号「金融商品」(完成版) ▶ 2014 年 7 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 ※IFRS 第 9 号「金融商品」(完成版)の公表により、完成版以外の IFRS 第 9 号(2009 年版、2010 年版及び 2013 年版)は、それを最初に適用する日が 2015 年 2 月 1 日より前である場合を除いて、早期適用することができなくなっている。	IFRS アップデート 2018 年度, P8-9 <i>IFRS Developments 第 86 号 / IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を公表一分類及び測定」</i> <i>IFRS Developments 第 87 号 / IFRS 第 9 号「金融商品」(予想信用損失)の公表」</i> <i>Applying IFRS 「非金融機関のための IFRS 第 9 号」</i>
▶ IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬取引」の改訂—株式に基づく報酬取引の分類及び測定 ▶ 2016 年 6 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 121 号 / IASB が IFRS 第 2 号の改訂を公表」</i> IFRS アップデート 2018 年度, P15
▶ IFRS 第 4 号「保険契約」の改訂—IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用 ▶ 2016 年 9 月公表	▶ IFRS 第 9 号適用の一時的免除は、2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 上書きアプローチは、企業が IFRS 第 9 号を最初に適用するときに適用	IFRS アップデート 2018 年度, P18
▶ IAS 第 40 号「投資不動産」の改訂—投資不動産の振替 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2018 年度, P23
▶ IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前渡・前受対価」 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2018 年度, P14
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル) —IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂- 初度適用企業のための短期的な免除規定の削除 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用に関する定めはないが、当改訂により削除された短期的な免除規定は、そもそも現時点では利用できない。	IFRS アップデート 2018 年度, P25
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル)	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用	IFRS アップデート 2017 年度, P26

<p>IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂-投資先を純損益を通じて公正価値で測定する選択は投資ごとに行われるとの明確化</p> <p>▶ 2016 年 12 月公表</p>	<p>始事業年度から適用 ▶ 早期適用可</p>	<p>度, P25</p>
--	------------------------------	---------------

(参考)⑥前期(2018 年 3 月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IAS 第 12 号「法人所得税」の改訂-未実現損失に係る繰延税金資産の認識 ▶ 2016 年 1 月公表	▶ 2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	2016 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点・IFRS アップデート(以下 IFRS アップデート 2016 年度), P16
▶ IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂-開示イニシアティブ ▶ 2016 年 1 月公表	▶ 2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2016 年度, P15
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル) - IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の改訂-IFRS 第 12 号の開示規定を適用する範囲の明確化 ▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用	IFRS アップデート 2016 年度, P22

4. 関連する当法人解説資料

- ▶ 2018 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点・IFRS アップデート 2018 年度
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/2019-02-25-ifrs-update.html>
- ▶ IFRS 適用会社向け 2019 年 3 月期決算の留意事項
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-course/2019-03-04.html>
- ▶ Applying IFRS「非金融機関のための IFRS 第 9 号」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/applying-ifrs-2016-03.html>
- ▶ Applying IFRS「IFRS 第 15 号 顧客との契約から生じる収益(2018 年 12 月更新版)」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/2018-12-applying-ifrs.html>
- ▶ Applying IFRS「新たなリース基準」

<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/applying-ifrs-lease-2016-aug.html>

- ▶ Applying IFRS「リース基準 - 消費財産業及び小売業」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/applying-ifrs-retails-2017.html>
- ▶ Applying IFRS「法人所得税の不確実性に関する会計処理」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/2018-04-24.html>
- ▶ Applying IFRS 「改訂概念フレームワークの公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/2018-05-21.html>
- ▶ IFRS Developments 第 117 号「IASB が新たなリース基準を公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2016-01-117.html>
- ▶ IFRS Developments 第 119 号「IASB がIFRS 第 15 号の明確化を公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2016-04-119.html>
- ▶ IFRS Developments 第 121 号「IASB がIFRS 第 2 号の改訂を公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2016-06-121.html>
- ▶ IFRS Developments 第 127 号「IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2017-06-127.html>
- ▶ IFRS Developments 第 130 号「IASB がIFRS 第 9 号の改訂を公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2017-10-30.html>
- ▶ IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2017-12-01-131.html>
- ▶ IFRS Developments 第 134 号「IASB がIAS 第 19 号「従業員給付」の改訂を公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2018-02-01-134.html>
- ▶ IFRS Developments 第 137 号「IFRS 第 3 号における「事業」の定義の改訂」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2018-10-01-137.html>
- ▶ IFRS Developments 第 138 号「IASB が「重要性がある」の定義の改訂を公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/2018-11-01-138.html>
- ▶ 保険 IFRS アラート「保険契約に関する新基準(IFRS 第 17 号)の公表」
<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/ifrs-insurance-alert/2017-05-24.html>

5. IAS 第 8 号 30-31 項に基づく開示の記載例

留意事項:

- ▶ 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目、及び、財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- ▶ 2019 年 3 月期を対象とした開示例であり、すべての IFRSs に関して早期適用は一切行わない前提で記載している。

開示例:

公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

► IFRS第16号「リース」

IFRS第16号は、2017年1月に公表され、IAS第17号「リース」、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース-インセンティブ」及びSIC第27号「リースの法的形式を伴う取引の実質の評価」を置き換えるものです。IFRS第16号は、リースの認識、測定、表示及び開示の原則を定めており、借手はすべてのリースを貸借対照表に認識する単一のモデル（IAS第17号のファイナンス・リースと同様の方法）により会計処理することが求められます。

IFRS第16号では、借手の認識に関して、少額資産のリース（例：パソコン）と短期リース（リース期間が12ヶ月以内のリース）の免除規定が設けられています。借手はリースの開始日において、リース料に係る支払債務（リース負債）と、対応するリース期間にリース資産を使用する権利を表す使用権資産を認識します。その後、リース負債から生じる利息費用と、使用権資産から生じる減価償却費を別個に認識します。

一定の事象（例：リース期間の変更や、リース料の決定のために使用される指数又はレートの変動から生じる将来のリース料の変更）が生じた場合には、リース負債を再評価することが求められます。この際に借手は、リース負債の再測定により生じる変動額を、通常は使用権資産の調整として認識します。

IFRS第16号における貸手の会計処理は、現行のIAS第17号における貸手の会計処理と実質的に同じです。貸手は、すべてのリースをIAS第17号における原則に基づいて分類し、オペレーティング・リース又はファイナンス・リースの2つのタイプに区分します。

また、IFRS第16号は、2019年1月1日以後に開始する事業年度から適用され、IAS第17号と比較して貸手と借手により広範な開示を求めるようになります。

IFRS第16号への移行

当グループは、IFRS第16号を表示する過去の各報告期間に遡及適用する予定です。IAS第17号及びIFRIC第4号を適用し、リースとして過去に識別した契約に対してIFRS第16号を適用することを選択します。そのため、IAS第17号及びIFRIC第4号を適用し、リースを含まないとして過去に識別した契約にはIFRS第16号を適用しません。

リース期間が適用開始日から12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリース契約については、IFRS第16号で規定された免除規定の利用を選択します。当グループは少額と考えられる一定の事務機器（すなわち、パソコン、複合機）を保有しております。

IFRS第16号への移行

当グループは、2018年にIFRS第16号の詳細な影響評価を実施しました。IFRS第16号の導入による影響はおおむね以下のようになることが見込まれます。

2019年3月31日現在の財政状態計算書に与える影響（増加／（減少））

千 CU

資産

有形固定資産（使用権資産） 996

前払金 (58)

千 CU

負債

リース負債	1,012
繰延税金負債	(17)
営業及びその他の債務	(16)

資本への純影響額

(41)

2018年度における損益計算書に与える影響(増加／(減少))

千 CU

減価償却費(売上原価に含める)	165
減価償却費(管理費に含める)	23
オペレーティング・リース料(管理費に含める)	(220)
営業利益	32
金融コスト	49
法人所得税費用	(5)
当期利益	(12)

IFRS第16号の適用により、当グループの営業利益は改善する一方、金利費用は増加します。これはIAS第17号に従ってオペレーティング・リースに分類されていたリースの費用に関する会計処理の変更によるものです。

注釈

IAS第8号30項は、公表済未発効の基準を財務諸表において開示し、かかるIFRS基準を企業の財務諸表に適用した際の起り得る影響を財務諸表利用者が評価できるようにする既知の又は合理的に見積可能な情報を提供することを求めています。証券監督者国際機構(IOSCO)及び複数の法域の執行当局(欧州証券市場監督局(ESMA)など)は、法域内にある企業の期中及び年期財務諸表における、IFRS第16号「リース」など主要基準の見込まれる影響の開示に関する提言を公表しました。当グループは、翌事業年度から適用されるIFRS第16号の適用開始が連結財務諸表に及ぼすと予想される影響について詳細な情報を提供することを決定しました。当グループは2018年にIFRS第16号の詳細な分析を完了したと述べています。そのため、財務諸表の個々の表示科目に関してIFRS第16号の定量的影響を開示しました。企業は2019年3月期の年度財務諸表の発行日時点では分析の最終化過程にあることも考えられ、その場合にはIFRS第16号の影響をより集約的な水準で開示することもできます。その場合、

IFRS第16号の適用が適用開始年度の企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関する既知の又は合理的に見積可能な情報を開示することになります。ただし、財務諸表の各表示科目に与える影響を開示するのではなく、純損益、資産、負債及び資本に与える影響全体について見積った範囲のみを開示することもでき、この注記において開示した定量的情報は事後的に変更を受ける可能性があると財務諸表に記載することも考えられます。

▶ IFRS第17号「保険契約」

IASBは、2017年5月に保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新たな会計基準であるIFRS第17号「保険契約」(以下、IFRS第17号)を公表しました。2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」(以下、IFRS第4号)は、IFRS第17号の発効に伴い廃止されます。IFRS第17号は、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険)に適用され、これらを発行する企業の種類は問われません。また、当該基準は、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用されます。IFRS第4号では多くの領域で従前の各国の会計方針を引き継ぐことが認められているのに対し、IFRS第17号では、保険契約に関する包括的なモデルを定めており、関連するすべての会計上の取扱いを規定しています。IFRS第17号の中心となるのは一般モデルですが、以下により補足されます。

- 直接連動型の有配当契約に対する特殊な適用(変動手数料アプローチ)
- 主に短期契約に用いられる簡便的なアプローチ(保険料配分アプローチ)

IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始する事業年度から適用され、比較期間の修正が求められます。

早期適用は認められますが、IFRS第17号を最初に適用する日又はそれより前に、IFRS第9号及びIFRS第15号を適用することが求められます。

当グループは、IFRS第17号を早期適用していません。

▶ IFRIC第23号「法人所得税処理に関する不確実性」

本解釈指針は、IAS第12号の適用に影響をもたらす不確実性が税務処理にみられる場合における法人所得税の会計処理を定めています。本解釈指針は、IAS第12号の適用範囲外である税金や賦課金には適用されず、不確実な税務処理に関連して生じる利息や罰金に関する要求事項を定めていません。本解釈指針は、以下の事項を取り扱っています。

- それぞれの不確実な税務処理を別個に検討すべきかどうか
- 税務当局による税務調査について想定すべきこと
- 課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率をどのように決定すべきか
- 事実と状況の変化をどのように考慮すべきか

それぞれの不確実な税務処理を別個に検討すべきか、それとも1つないし複数のその他の不確実な税務処理と併せて検討すべきかを判断しなければならず、不確実性の解消を最も適切に予測するアプローチを採用することが求められます。

▶ IFRS第10号及びIAS第28号の改訂「投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は拠出」

本改訂は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに子会社を売却又は拠出することにより、子会社の支配を喪失する場合に関して、IFRS第10号とIAS第28号の間で生じている矛盾に対処するものです。当該

改訂では、投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーの間で、IFRS第3号で定義される事業を構成する資産の売却又は拠出が行われる場合、その結果生じる利得又は損失は全額認識されることが明確化されています。一方、事業を構成しない資産の売却又は拠出から生じる利得又は損失は、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する、投資者と関連しない持分の範囲でのみ認識されます。

IASBはこれらの改訂の適用日を無期限に延期していますが、早期適用する場合には将来に向かって適用することが求められます。

当グループは本改訂を当該発効日から適用する予定です。

▶ IAS第19号の改訂「制度改訂、縮小又は清算」

IAS第19号の改訂では、報告期間において制度改訂、縮小又は清算が生じた場合の会計処理が扱われています。当該改訂では、報告期間において制度改訂、縮小又は清算が生じた場合、以下が求められますと明記されています。

- 制度改訂、縮小又は清算後の残りの報告期間の当期勤務費用を、当該事象が生じた後の当該制度で提供される給付及び制度資産を反映する確定給付負債(資産)の純額を再測定する際に用いた数理計算上の仮定を用いて算定する
- 制度改訂、縮小又は清算後の残りの報告期間の利息純額を、当該事象が生じた後の当該制度で提供される給付及び制度資産を反映する確定給付負債(資産)の純額、ならびに当該純額を再測定する際に用いた割引率を用いて算定する

当該改訂では最初に、過去勤務費用又は清算損益を資産上限額の影響を考慮せずに算定すべきことも明確にされました。この金額は純損益に認識され、その次に、制度改訂、縮小又は清算後の資産上限額の影響を算定します。利息純額に含まれている金額を除外した当該影響の変動額は、その他の包括利益で認識されます。

当該改訂は2019年1月1日以降に開始する最初の事業年度の期首以降に生じる制度改訂、縮小又は清算に対して適用され、早期適用も認められます。当該改訂は当グループの将来の制度改訂、縮小又は清算に対してのみ適用されます。

▶ IAS第28号の改訂「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」

当該改訂では、持分法を適用していないが実質的に関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を構成する関連会社又は共同支配企業に対する長期的な持分(長期持分)にIFRS第9号を適用することが明確化されました。この明確化は、このような長期持分にIFRS第9号の予想信用損失モデルが適用されることを意味します。

当該改訂では、IFRS第9号の適用にあたって、関連会社又は共同支配企業の損失やIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の適用により生じた関連会社又は共同支配企業に対する純投資の修正として認識した純投資の減損損失を、考慮に含めないことも明確化されました。

当該改訂は遡及適用する必要があり、2019年1月1日から適用されますが、早期適用も認められています。当グループは関連会社及び共同支配企業に対するそのような長期持分を有していないため、当該改訂による当グループの連結財務諸表への影響はありません。

▶ 年次改善(2015-2017年)サイクル(2017年12月公表)

年次改善サイクル(2015-2017年)の概要は以下の通りです。

IFRS第3号「企業結合」

当該改訂では、共同支配事業に該当する事業(IFRS第3号で定義)の支配を獲得した際は、段階的に達成される企業結合に関する規定(それまで保有していた共同支配事業の資産及び負債に対する持分

の公正価値での再測定を含む)を適用することが明確化されました。それを行うにあたって、取得企業はこれまで保有していた共同支配事業に対する持分全体を再測定します。当該改訂は取得日が2019年1月1日以後開始する最初の事業年度の期首以後である企業結合に対して適用しますが、早期適用も認められています。当該改訂は当グループの今後の企業結合に適用される予定です。

IFRS第11号「共同支配の取決め」

共同支配の取決めに参加しているが共同支配を有していない当事者が、活動が事業(IFRS第3号の定義)を構成する当該共同支配事業に対する共同支配を獲得する可能性があります。当該改訂では、これまで保有していた当該共同支配事業に対する持分を再測定しないことが明確化されました。

当該改訂は2019年1月1日以降に開始する最初の事業年度の期首以後に共同支配を獲得した取引に対して適用し、早期適用も認められています。当該改訂は現在のところ当グループに適用されませんが、今後の取引に適用される可能性があります。

IAS第12号「法人所得税」

当該改訂では、配当による法人所得税の影響は、その所有者への分配よりも、分配可能利益を生じさせた過去の取引又は事象とより直接的に関連付いていることが明確化されました。そのため、配当による法人所得税の影響を、これらの過去の取引又は事象を元々どこに計上したのかに応じて、純損益、その他の包括利益又は資本に認識します。

当該改訂は2019年1月1日以降に開始する事業年度に適用しますが、早期適用も認められています。当該改訂を最初に適用する際は、最も古い比較期間の期首以後に認識した配当による法人所得税の影響に対して適用します。当グループの現行実務は当該改訂に沿ったものであるため、連結財務諸表への影響があるとは予想していません。

▶ **IAS第23号「借入コスト」**

当該改訂では、適格資産の開発のために当初行った借入れを、意図した使用又は販売に向けてその適格資産を準備するのに必要な活動のほとんどすべてが完了した時点で、一般目的借入れの一部として扱うことが明確化されました。

当該改訂は、それを最初に適用する事業年度の期首以後に生じる借入コストに対して適用します。当該改訂を2019年1月1日以降に開始する事業年度に適用しますが、早期適用も認められています。当グループの現行実務は当該改訂に沿ったものであるため、連結財務諸表への影響があるとは予想していません。

以上

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーフームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。